⑶　Subject matter of the contract :
　①　Construction work of the Superstructure of Kori-Koka Bridge for the Higashimukaida area in Tohoku-Chuo Expressway
　②　Construction work of the Superstructure of Kori-Koka Bridge for the Akasaka area in Tohoku-Chuo Expressway
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 18 October 2016
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 30 November 2016 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 30 November 2016 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 30 November 2016)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成28年11月30日午後４時まで
②　申請書等の提出期限　平成28年10月18日午後３時まで
③　入札の締切　平成28年11月30日午後４時まで
④　開札日時
　①工事　東北中央自動車道　桑折高架橋東向田地区上部工工事　平成28年12月７日午前10時30分
　②工事　東北中央自動車道　桑折高架橋赤坂地区上部工工事　平成28年12月７日午後１時30分
⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成28年11月11日まで）

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年10月３日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　名波　義昭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
　A　平成28―30年度　寺山トンネル工事
　B　平成28―29年度　和田トンネル工事
⑶　工事場所
　A　高知県宿毛市平田町中山地先
　B　高知県宿毛市和田地先
⑷　工事内容
　A　工事延長Ｌ＝850m、トンネル延長Ｌ＝485m、ＮＡＴＭ工法、機械掘削、幅員Ｗ＝10.5m、内空断面積Ａ＝77.3㎡、掘削工Ｌ＝480m、Ｖ＝51,000㎥
　B　工事延長Ｌ＝420m、トンネル延長Ｌ＝161m、ＮＡＴＭ工法、機械掘削、幅員Ｗ＝10.5m、内空断面積Ａ＝76.6㎡、掘削工Ｌ＝160m、Ｖ＝16,000㎥
⑸　工期
　A　平成30年10月31日まで
　B　平成30年２月28日まで
⑹　使用する主要な資機材
　A　コンクリート　約8,330㎥、セメント約1,400ｔ、鋼材　約680ｔ
　B　コンクリート　約3,300㎥、セメント約500ｔ、鋼材　約290ｔ
⑺　工事の実施形態
　１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
　２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
　３）本入札公告に記載の工事は、技術資料を共有化できる上記１に示した工事（以下「一括審査対象工事」という。）を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本案件は、電子入札システムにおいて一括審査対象工事が別々に案件登録されており、当該一括審査対象工事のいずれかに参加を希望する場合は、全ての工事に競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出が必要であり、競争参加資格確認資料（技術提案書①を含む。以下「技術資料等」という。）の提出は一括審査対象工事のいずれか１件の工事に提出すること。また、技術提案書②の提出は一括審査対象工事の全ての工事に提出すること。提出する資料は同一のものとする。なお、入札については参加を希望する工事にのみ入札すること。

４）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
５）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
６）本工事は、技術資料等の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
８）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
９）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
10）本工事は、標準歩掛のない歩掛を、見積りに必要な図面等に対する質問の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
11）本工事は、トンネル覆工コンクリートのひび割れについて長期保証する試行工事である。
12）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。本工事においては、工事施工中、受注者が委託した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来形部分払方式」を採用する。なお、本試行の実施にあたっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとする。
13）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。